

岡山市新成人の集い実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市新成人の集い(成人式)の円滑な実施に資するため、予算の範囲内において岡山市新成人の集い実行委員会補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、岡山市新成人の集い(成人式)に関する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市新成人の集い実行委員会とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものに限る。

- (1) 報償費に係る経費
- (2) 旅費に係る経費
- (3) 需用費に係る経費
- (4) 役務費に係る経費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるもの

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助対象経費の実支出額から寄付金及びその他の収入を控除した額を上限として、教育委員会が別に定める額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第9条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって、教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。